

第432回神奈川地方最低賃金審議会
議 事 録

1 日時 令和6年8月5日（月）午後1時30分から午後2時15分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎1階 共用第3会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、遠藤淳子、高井文子、芳野直子
(欠席 石崎由希子)

労働者代表委員 佐阿部嘉弘、藤信也、佐俣光男、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 栗原敏郎、関口明彦、長谷川幹男、花本こず枝、山本弘

4 議題

(1) 令和6年度神奈川県最低賃金専門部会報告について

(2) 神奈川県最低賃金改正について

(3) その他

【事務局：最低賃金係長】

それでは定刻になりましたので、第 432 回神奈川地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。本日もお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。

傍聴人の方は、公開要領の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、お願いいたします。

本日の出席状況ですが 15 名の委員のうち、14 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づきまして、本会議は有効に成立しているということを御報告申し上げます。

本日の資料として、神奈川県最低賃金専門部会長名の「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」の写しを配布していますので御確認ください。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

【赤羽会長】

皆さんこんにちは。それでは、第 432 回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

最初に、議事録の確認についてですが

私と

労働者側は、阿部委員

使用者側は、関口委員

よろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、神奈川県最低賃金の改正決定についてですが、本日まで専門部会において慎重な審議を重ねてまいりました。

これについては、神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書として取りまとめられております。

その経過について、事務局から説明してください。

【事務局：賃金室長】

室長の木村です。7月31日から本日まで、専門部会において、精力的に、かつ慎重に審議を重ねた結果、労使の見解に一致を見て、全会一致で賛成という結果になり、お配りしている「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」がまとめられました。以上です。

【赤羽会長】

では、事務局で専門部会の報告書を読み上げてください。

【事務局：最低賃金係長】

＜報告書読み上げ＞

【赤羽会長】

ありがとうございました。ただ今の専門部会の報告について、御参加されていない委員の方も含めて、何か御意見、御質問等ありでしょうか。

【関口委員】

よろしいでしょうか。

【赤羽会長】

はいどうぞ。

【関口委員】

使用者側委員の関口でございます。それでは、一言だけコメントをさせていただきたいと思います。

こちらの、今配られた報告書の中で一番上というか本文ですが、前年までの内容とよく見比べていただきますと、確実に変わった内容が2点ございます。1つが5行目ですかね、「県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し」という部分でございます。こちらについては、この数日間の我々3者の議論の中で我々の方からもお願いし、他の労働側、公益側の皆様も御同意をいただいたのかなと思っているところでございます。

そして、もう1つ、その下の行でございます。「中長期的な支援策」、中長期的というところが一つのポイントでございます。我々のコメントの中にも出てまいりましたが、もう、何年か後に1,500円にするのだという国の方針が決まっているのであれば、今までどおりの単年度単年度の施策補助ではなくて、数年先を見据えた中長期的な視野を持って、政府、それからいわゆる官公庁の方に、それから地方自治体の方もそうです、中長期的視野を持った施策、サポートをいただきたいと、この2点のところを特に強調しておきたいと思います。

そして、最後のページ、公益の方のコメントの下のところにそれもまとめて追記で書いていただいたのですが、「関係行政機関が連携するとともに、中長期の視点を含め真に実効性のある取組み」、ここももう一つ大事なところかと思っております。言い換えれば、これも我々の議論の中で何回か申し上げました。本当に困っている労働者の皆さん、そして本当に経営に行き詰まって困っている経営者の皆さん、この人たちがどういう方か、というのはもう一歩見極めた上で、今年度のサポートもそうですし、来年度以降の最低賃金の論議、これもしっかりしていくと、こういう議論を今回この専門部会の中でさせていただいたということを強調させていただきたいと思ひますし、我々使用者側としても、そのような議論をして、事務局を含めて前向きな御

返事があったということ为前提にこれからの採決に向かいたいとそういう心づもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上になります。

【赤羽会長】

はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。では、ここで採決をさせていただきます。それでは、専門部会長報告書のとおり、

時間額 1,162 円、引上げ額 50 円

とすることについて賛成の方は挙手をお願いします。

【事務局：最低賃金係長】

13 名です。

【赤羽会長】

続きまして反対の方、挙手願ひます。

【事務局：最低賃金係長】

0 名です。

【赤羽会長】

はい、それでは、ただ今のとおり出席されている委員の全会一致と認められますので専門部会報告書のとおり、神奈川県最低賃金については、時間額 1,162 円と決定させていただきます。

では、これを局長に答申するということになりますので、事務局は案文を配付してください。

< 答申文案を配付 >

【赤羽会長】

それでは、事務局で読み上げてください。

【事務局：賃金室長】

< 答申文案読み上げ >

【赤羽会長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申文案について、何か御意見はございますか。

よろしいでしょうか。特に御意見がなければ、これで答申したいと思ひます。

事務局は御用意の方をお願いいたします。

【事務局：最低賃金係長】

それでは答申文の御用意をいたしますので 5 分ほどお待ちください。

【赤羽会長】

それでは、局長に答申したいと思ひます。

< 会長から局長へ答申文手交 >

【事務局：最低賃金係長】

ここで局長から御挨拶させていただきます。

【局長】

神奈川県労働局長の藤枝でございます。神奈川県最低賃金の改正について、ただいま答申をいただきました。

一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また大変暑い中、連日真摯に御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月2日の審議会で諮問し、7月31日に中央最低賃金審議会の目安を伝達させていただきました。

この日から専門部会におきまして4回にわたって精力的に御審議をいただいて答申をいただきましたことにつきまして、このことについて厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、今後10月1日発効に向け、所要の手續に万全を期してまいります。

また、引き続き、中小企業・事業者に対する支援の充実徹底をはじめ、いただいた答申文に記載された各事項について真摯に、適切に対応してまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での最低賃金額や各種支援策の周知など、最大限の御支援を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

以上簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

【赤羽会長】

それでは、事務局から今後の発効までの手續等について説明願います。

【事務局：賃金室長】

本日答申要旨の公示を行います。公示期間は本日を含めて16日間ですので、異議申立の期限は8月20日までとなります。

発効日については、異議の申立てがあった場合の審議の結果にもよりますが、官報公示の手續を経て、公示1か月後に最低賃金の効力を発生します。

最短で手續が進みますと、8月30日に官報公示、指定発効日が10月1日という運びになります。

【赤羽会長】

ありがとうございます。事務局は各手續き等よろしくお願い致します。そのほか、連絡事項はありますか。

【事務局：賃金室長】

次回審議会は、先ほど説明したとおり、異議申出がありました場合には、審議会を開催することとなります。

本日公示しますと異議申出期限が8月20日となりますので、その翌日8月21日（水）に審議会を予定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、同日、第1回の特別小委員会を開催いたしますので、小委員会メンバーの委員は出席をお願いいたします。

【赤羽会長】

では、以上をもちまして第432回神奈川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様にはご協力、誠にありがとうございました。

< 閉 会 >